

# 審 査 基 準

A-k-2

平成 29 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第 23 条
処 分 の 概 要 : 盗品売買等防止団体の承認
原権者 (委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 22 条 (盗品売買等防止団体に係る承認の申請)
審 査 基 準 : 盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙参照
標 準 処 理 期 間 : 2 月
申 請 先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課営業係
問 合 せ 先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話 052-951-1611 内線 3183)
備 考 :